

社会福祉法人杏福会ケアプランセンター真福の郷運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人杏福会が開設するケアプランセンター真福の郷（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護及び要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し適正な指定居宅介護支援又は介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 居宅介護支援事業所の運営方針は次の通りとする

ア 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

イ 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

ウ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

エ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設及び特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称 ケアプランセンター真福の郷

イ 所在地 愛知県岡崎市真福寺町字神田100番地1

(介護支援専門員等の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する介護支援専門員等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

ア 管理者 1名

管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たるものとする。

イ 介護支援専門員 3名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

イ 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援又は提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援又は介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

ア 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

イ 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援及び介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

I 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 500円

II 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 1,000円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岡崎市全域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援及び介護予防支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（以下「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (2) 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと（なお担当者は管理者とする）
また、介護支援専門員等が利用者様宅等で虐待を発見した場合には、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発生した場合には関係機関に通報するものとする。

(事業継続計画)

第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画

に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 12 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し

対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに業務体制についても整備する。

ア 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

イ 継続研修 年 1 回以上

ウ 虐待防止に関する研修 年 1 回以上

エ 権利擁護に関する研修 年 1 回以上

オ 認知症ケアに関する研修 年 1 回以上

カ 介護予防に関する研修 年 1 回以上

キ 感染症に関する研修 年 1 回以上

ク BCP に関する研修 年 1 回以上

2 介護支援専門員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 介護支援専門員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため介護支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護支援専門員等との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人杏福会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。